

平成28年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成29年1月23日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
小川 詠二	委 員 出席
荒井 英理子	副会長 出席
矢口 裕子	委 員 出席
岡庭 武利	委 員 出席
森 宏高	委 員 出席
浅賀 和彦	委 員 出席
事務局	田中課長 鈴木課長補佐兼係長 石山主査 高橋主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	健康推進課 原山課長補佐 鈴木主事 交通防犯課 茂木係長 農業振興課 中山課長補佐 開発指導課 長谷川係長 戸澤技師 警防課 豊田主幹 矢口係長 消防2課 渡辺課長 学務課 長谷川参事 高瀬係長 杉山主任 農業委員会事務局 浮田事務局長
1	開会 事務局田中課長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶
2	前回の会議録の署名 田原会長、岡庭委員、森委員が署名
3	審議 諮問事項 ・諮問事項 諮問第26号～諮問第35号について
4	事務局連絡事項 平成28年外部委託先立入調査の実施状況について 平成29年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について
5	閉会

### 3 審議

諮問事項 諮問第26号から諮問第35号まで事務局から概要説明

#### 質疑

浅賀委員： 諮問第30号についてお聞きします。救急搬送をする上で必要な情報を収集するとのことですが、血液型の情報は収集しないのでしょうか。

豊田主幹： 救急業務において、血液型はあまり重視されておられません。仮に口頭等で血液型を確認したとしても、搬送先の病院でクロスマッチをする必要があります。その為、血液型の情報は収集していません。

矢口委員： 諮問第27号についてお聞きします。所有者不明の空家や命令を行っても適切な管理がされない空家に対して場合によって代執行をするとあります。代執行をするにあたり、様々な問題があるかと思いますが、市ではどのような対応を考えているのでしょうか。

茂木係長： 現状、代執行をするべき空家はありますが、将来的には増えていく可能性があります。市では、空家等対策協議会を設置し、ケースごとに対応を検討いたします。

矢口委員： 諮問第28号についてお聞きします。農業施策の立案のため、各種調査を実施するとのことですが、三郷市の農地土壌の放射性物質濃度の調査はされているのでしょうか。

中山課長補佐： 農業振興課では春日部農林振興センターと連携し、農作物や田畑の土壌の放射性物質調査をしており、調査結果は全て基準値以下になっております。

矢口委員： 諮問第29号についてお聞きします。建築物省エネ法の施行に伴い、従来の届出が廃止され、新規届出業務になるとのことですが、具体的にどのような様になるのでしょうか。

長谷川係長： 届出内容は大きく変わりません。住宅を含めた中規模建築物を新築・増築する際、従来の法律では基準を満たしていない場合、勧告をするのみでしたが、建築物省エネ法では基準に適合しない場合、計画変更、指示、命令などができるようになり、規制が一部強化されました。

小川委員： 諮問第34号についてお聞きします。教職員を対象にストレスチェックを行い、高ストレス者と診断された者は本人の申出により医師の面接を受

けるとありますが、高ストレス者からの申出が無くても、学務課がストレスチェックの結果を基に職場環境を把握し、高ストレス者へのサポート等、職場環境の改善を指導すべきだと考えますが、そのような対応は可能でしょうか。

長谷川参事： ストレスチェック調査は個人のストレスチェック結果の他、学校ごとに教職員のストレス状況を集計・分析したものを委託先から提出してもらいます。集計・分析結果に応じて学務課から学校長に対し職場環境を改善するよう指導する予定です。

田原委員： 諮問第32号についてお聞きします。日本スポーツ振興センターに関する業務の個人情報登録票について、文書のみで記録する情報と文書と電算の両方で記録する情報が混在する理由を教えてください。

杉山主任： 日本スポーツ振興センターに関する業務の一環として、学務課で受理した情報をスポーツ振興センターへ送付する業務があります。その際、電子データを送付する必要がある情報と文書のみ送付すれば足りる情報があります。文書のみ送付すれば足りる情報につきましては、電算で記録する必要が無いため、文書のみで記録し、電子データを送付する必要がある情報は文書と電算の両方で記録いたします。

田原会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

#### 4 事務局連絡事項

##### (1) 平成28年外部委託先立入調査の実施状況について

事務局：平成28年中に立入調査を行った委託業務についてご報告いたします。今回は20の委託業務について業務の所管部署が立入調査を実施しました。立入調査のチェックリストにつきましては、業務委託契約時に添付しております、「個人情報取扱いに係る仕様書」に基づき作成しております。チェックリストの左欄に「個人情報取扱いに係る仕様書」の該当条文を、右欄に条文に関する点検項目を記載しております。最後に立入調査を実施した職員の所見を記載しております。

田原会長：何か質問はございますか。

浅賀委員：14番の開発指導課所管の委託業務についてお聞きします。点検項目⑫番の「個人情報が不必要となった場合、廃棄又は消去しているか」という問いに対し、「再委託に備え保存し、再委託が無い場合は廃棄する」とありますが、このような取扱いでよろしいのでしょうか。

事務局：再委託をしていない業務につきましては、不要になった個人情報を保有する必要がないため、廃棄するべきだと考えております。これについては担当課に確認いたします。

ただ今のご指摘の他、点検項目⑩番の「個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、措置を迅速に行うための緊急対応計画を定めているか」というチェック項目の回答として「いいえ」になっている委託業務が数件見受けられました。当該委託先は、個人情報の保護措置が充分になされておらず、改善すべきです。各担当課には、委託先へ改善を勧告するように事務局から指導させていただきます。

森委員：今回初めてこの立入調査のチェックリストを拝見しまして、何を確認すれば良いか分かりませんでした。事務局には、このチェックリストについて委員に何を確認してもらいたいのか、委員からどのような意見を求めているのかを事前に説明していただきたいです。また、担当者所見の欄に、今後の改善が見込まれると記載されている委託業務が数件見受けられますが、改善はいつまでに行われるのでしょうか。改善の報告は審議会にされ

るのでしょうか。改善の報告がされる場合、報告の時期は3年後になってしまうのでしょうか。改善すべき項目がある場合には、改善するまでの期限を明確にし、改善されたことを確認しなければ、立入調査を行う意味が無いと思います。

事務局： 改善すべき項目がある委託業務につきましては、期限を設けた上で改善を指導し、改善された後には、審議会へご報告させていただきます。

岡庭委員： 9番の委託業務につきまして、担当者所見欄に「緊急対応計画については定めるよう依頼している」とあります。同様の記載がある委託業務が数件見受けられますがこの状態のまま次回の立入調査まで看過するのでしょうか。

事務局： 改善すべき項目がある委託業務につきましては、次回立入調査まで看過せず、委託業者に期限を設けた上で改善を指導するよう、所管部署に対し指導いたします。

岡庭委員： 緊急対応計画以外にも、担当者所見欄で改善が見込まれるといった内容が記載されている委託業務につきましても、同様の取扱いをお願いします。また、外部委託先立入調査実施状況一覧に次回調査予定日が記載されていますが、この予定日は相手業者に通知しているのでしょうか。事前に委託業者に通知してしまうと立入調査の目的が果たされません。立入調査を行う直前に通知すべきです。

事務局： 立入調査予定日は、委託業者に通知しておりません。

荒井副会長： 3番の委託業務についてお聞きします。担当者所見欄に「平成29年5月に新社屋へ移転予定」とあり、次回立入調査予定日が平成29年10月となっていますが、次回の立入調査は移転後の体制をチェックするのでしょうか。移転の際には個人情報情報を漏えいしないようご注意ください。また、17番の委託業務の担当者所見欄に「長年の実績があり、元市職員も在籍しているため個人情報の漏えいは考えにくい」とありますが、このような考えは払拭すべきです。また、特定の委託業務に限らず、個人情報を取り扱う事務室に入室する際、スマートフォン等の持込を制限しているのでしょうか。

事務局： まず3番の委託業務につきまして、平成29年10月に実施予定の立入

調査は、移転後の新社屋にて個人情報の保護体制が確立されているかチェックを行います。移転時には個人情報の漏えいがないよう、委託業者に対し指導いたします。17番の委託業務の所管部署には、事務局から指導いたします。スマートフォン等の持込につきましては、具体的に制限する規定はありませんが「個人情報取扱いに係る仕様書」の第3条に「受託者は、個人情報の無断持ち出し、漏えい、紛失、破壊、改ざん、盗用等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなくてはならない。」と明記しております。

田原会長： 今回初めて立入調査のチェックリストを確認させていただきましたが、かなり細かい内容が記載されています。その為、当日配布ですと細部まで確認しきれませんので、事前送付をお願いいたします。その他各委員から指摘がありました事項につきまして、速やかに且つ適切に対処いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 平成29年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成29年7月31日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長： 皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、次回は平成29年7月31日月曜日午前10時からといたします。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。これで平成28年度第3回三郷市個人情報保護審議회를終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	